平成２７年（フ）第９６号
千葉県富津市下飯野1239番地10
債務者　吉沢みづき
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２９２号
金沢市泉本町４丁目146番地１　サンライフ21　301号、従前の住所金沢市若宮町チ53番地５
債務者　松原　恒夫
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０１号
石川県かほく市黒川タ93番地１
債務者　大矢　裕紀
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０８号
長野県松本市蟻ケ崎６丁目16番11号
債務者　岩渕　紀章（旧姓山木）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２５６号
長野県安曇野市三郷明盛1358番地
債務者　東　　学
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１９４８号
名古屋市中川区野田３丁目56番地　レオパレス21八田第４　105号、従前の住所名古屋市中区金山１丁目２番11号　泉荘６号
債務者　柏倉　貞弘
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
三重県松阪市嬉野中川新町４丁目55番地　サンハイム中川　C202、前住所三重県松阪市肥留町565番地１　サンライズヒルズ　C101
債務者　田中　由紀
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３５２号
滋賀県大津市別保１丁目10番５―201号　アベンチュリン、前住所大津市枝４丁目10番35号
債務者　伊藤　節子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６１号
滋賀県野洲市小篠原974番地　ユーハイム近江110号
債務者　柴田久利美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
兵庫県南あわじ市阿万西町846番地
債務者　谷中　留美
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
鳥取県鳥取市数津21番地１　県住104号、旧住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目25番25号ロイヤルハイツ吉成108号，従前の住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目22―27
債務者　山脇　美鈴
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
愛媛県四国中央市土居町上野2254番地４、前住所東京都大田区南蒲田２丁目５番２号　藤美ビル201
債務者　曽我部良太
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３６号
高知県高岡郡佐川町乙1849番地１　冨士見２号団地１棟106号
債務者　片岡　　尚
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第４５号
福岡県久留米市合川町1015番地　メゾ・フロンテ303号、申立時の住所福岡県八女市立野531番地12
債務者　中園　麗美（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３０８号
佐賀市田代２丁目７番７号　田代ハイツＢ―３号室
債務者　福田　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
佐賀県多久市北多久町大字小侍3205番地３
債務者　田口　美春
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係